

テザリングオプション

ソフトウェア使用許諾条件書

本書は、本ソフトウェア（第1条に定めます。）をソフトバンク株式会社（以下、「弊社」といいます。）が指定する携帯電話機（以下、「対象端末」といいます。）にてご使用いただくための条件を定めるものです。本書にご同意いただけない場合、お客様は本ソフトウェアをご使用いただくことはできません。

第1条（本ソフトウェア）

「本ソフトウェア」とは、対象端末において、弊社が提供する「テザリングオプション」（以下、「弊社オプション」といいます。）又は別紙1記載の電気通信事業者（以下、「他事業者」といい、弊社と他事業者を総称して「オプション提供者」といいます。）が提供する弊社オプションと同等のサービス（以下、「他事業者オプション」といい、弊社オプションと総称して「本オプション」といいます。）を利用するために必要な機能等を提供するためのソフトウェアプログラム及びこれに付随する文書一式をいいます。

なお、本書において「テザリング」とは、オプション提供者がそれぞれ別途定める本オプションに係る提供条件書（以下、「オプション提供条件書」といいます。）に定める条件の範囲内で、対象端末と、パソコン、ゲーム機及びその他の情報機器等（以下、「情報機器等」といいます。）を Wi-Fi、USB 又は Bluetooth で接続し、対象端末の携帯電話通信回線を利用して情報機器等のインターネット接続を実現するための機能をいいます。

第2条（著作権等の帰属）

本ソフトウェアに係る著作権その他の知的財産権（以下、「著作権等」といいます。）は、弊社または当該著作権等の権利を有する第三者に帰属します。弊社は、本ソフトウェアをお客様に提供し、本ソフトウェアの使用を許諾する権利を弊社が有していることを保証します。

第3条（使用許諾）

- 弊社は、別途弊社が指定する方法により本書に同意したお客様に対して、本ソフトウェアをお客様の使用対象端末上においてのみ使用することのできる、非独占的かつ譲渡不能の本ソフトウェアの使用権を無償で許諾します。
- 前項の定めは、お客様に対する本ソフトウェアに係る著作権等その他何らかの権利の譲渡等を意味するものではありません。

第4条（情報取得に関する承諾）

- お客様は、本ソフトウェアがお客様の利用する対象端末に記録されている、契約者固有 ID を取得し、弊社に送信することについて予め承諾の上、本ソフトウェアを使用するものとします。
- 弊社は、前項に基づき取得した契約者固有 ID を、お客様の弊社オプションの加入状況と照合し、又は他事業者に代わってお客様の他事業者オプションの加入状況と照合し、本オプションの提供可否判定を行う目的で使用します。

第5条（本契約効力等）

1. 本書に基づく本ソフトウェアの使用許諾契約（以下、「本契約」といいます。）は、お客様が本書に同意し、対象端末に本ソフトウェアをインストール又は使用を開始した時点をもって成立し、効力を生じるものとします。
2. 弊社は、お客様に事前に通知することなく及びお客様の同意を得ることなく、本契約を変更すること（対象端末を変更することを含みます。）又は終了させることができます。この場合、弊社は、本契約の変更又は終了の旨を、弊社ホームページに掲載し、又はこれと同等の方法によってお客様に周知するものとし、当該いずれかの方法による周知の開始のときをもって本契約が変更され又は終了するものとします。
3. お客様が、本書の条項のいずれかに違反した場合、弊社は自己の判断に基づき本契約を解除し、本契約を終了させることができるものとします。
4. 本契約が終了した場合には、お客様はいかなる理由においても本ソフトウェアを使用することはできません。お客様は、本ソフトウェアの使用を直ちに中止するとともに、弊社の指示に従い対象端末上及びお客様の占有又は管理下にある全ての本ソフトウェアを速やかに破棄及び消去等を行うものとします。
5. 前項及び第6条乃至第9条の規定は、本契約終了後も有効に存続するものとします。

第6条（遵守事項）

1. お客様は、次の各号に定める行為を行ってはなりません。
 - (1) 本ソフトウェアを複製する行為
 - (2) 本ソフトウェアを翻案、改変し、又はリバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルする行為
 - (3) 本ソフトウェアの全部又は一部を、有償、無償問わず第三者に開示、提供、販売、頒布、送信可能化、公衆送信、貸与、譲渡、再使用許諾その他の処分をする行為
 - (4) オプション提供条件書（それぞれのお客様に適用されるものに限る。）に違反する行為
2. お客様は、本ソフトウェアのご使用にあたり、本ソフトウェアの著作権等及びその他第三者の権利を侵害しないよう配慮するものとし、お客様による本ソフトウェアの使用により第三者との間で当該第三者の権利を侵害した又は侵害するおそれがあるとして紛争等が生じた場合は、お客様ご自身の責任と負担においてこれを解決するものとします。
3. お客様は、弊社が事前に承諾した場合を除き、本ソフトウェアを個人的かつ非商業的な使用に限り使用することができるものとし、営利目的のために使用することはできません。

第7条（免責）

1. 弊社は、本ソフトウェアに瑕疵が発見された場合、別に定める方法により、お客様に対し瑕疵のある旨を通知するとともに、瑕疵のない本ソフトウェアの提供又は当該ソフトウェアの瑕疵を修補すべく努めます。ただし、その実現を保証するものではありません。
2. 弊社は、本ソフトウェアを現状有姿のまま提供するものとし、第三者の知的財産権およびその他の権利の非侵害性、商品性、完全性、有用性及び特定の目的に対する適合性を含め、明示又は黙示を問わず一切保証しません。

第8条（損害賠償）

1. お客様は、いかなる理由によるものであれ、本ソフトウェアに起因して発生した一切の損害（当社の予見可能性の有無を問わず発生した特別損害、間接損害及び逸失利益、機会の損失、データの喪失、第三者の損害等を含みます。）について、弊社又は他事業者に対し損害賠償請求、その他の支払いを求めることはできません。本契約が終了したことに起因して発生した一切の損害についても同様とします。
2. 前項の定めは、お客様が消費者（消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項の定義によります。）であって、かつ弊社の債務不履行によりお客様に生じた損害については適用しません。
3. 弊社及び他事業者は、お客様が本契約の条項に違反した場合には、本契約及び本オプションの提供に係る契約を解除するとともに、これにより弊社又は他事業者が被った損害の賠償をお客様に請求することができるものとします。

第9条（その他）

1. お客様は、本ソフトウェアを国外に持ち出す場合には、日本の輸出入関連法令等を遵守するものとします。お客様は、本項の規定に違反した行為により生じるいかなる問題についても、お客様自身の責任と負担でこれを解決するものとします。
2. お客様は、本契約上の地位の全部又は一部を第三者に移転することはできません。
3. 弊社は、お客様への事前の告知なく本ソフトウェアの仕様を変更し、本ソフトウェアの提供を中止する場合があります。
4. 本契約は、日本国の法令を準拠法とします。また、本契約に関連する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として、これを解決するものとします。

以上

発行日：平成24年12月15日

改定日：平成25年5月7日

改定日：平成25年6月30日

改定日：平成26年5月23日

改定日：平成27年3月6日

改定日：平成28年3月22日

別紙 1

電気通信事業者の名称	テザリング機能を提供するサービス名称
-	-